

平成28年度 阿蘇ジオパークブランド認定制度 募集要項

1. 目的

阿蘇ユネスコジオパークの活動を産品開発等と連携し、阿蘇火山と人々の暮らしの関わりを具体的なモノとして発信できる仕組みづくりのために阿蘇ジオパーク認定制度を実施します。

本制度は、阿蘇で産出・生産され、阿蘇火山と人々の暮らしとのつながりを語れ、こだわりを持つ発想豊かな商品について、特に優れたものを「阿蘇ジオパークブランド」として認定し、ジオパークの取り組みの中で阿蘇ならではの商品としてその魅力を国内外へ発信します。

また、地域内外での阿蘇ユネスコジオパークの多面的理解を促進し、商品の販売促進に貢献するものです。

2. 応募資格

阿蘇地域内の企業、団体、個人事業主

3. 募集対象商品

阿蘇ジオパークブランドとして認定する商品は、下記3種類のうち、2つ以上の条件を併せて満たす商品とします。

- ①阿蘇で産出・生産された商品
- ②阿蘇火山と人々の暮らしとのつながりを語れる商品
- ③阿蘇ユネスコジオパークの地形・地質を模したもので且つユニークな発想の商品

<留意点>

- ・別添の申込申請書に該当する条件番号を2つ以上記載し、項目「ジオパークとの関連性」（アピールポイント）において、その条件を選択した理由を必ず明記ください（商品のどんなところが阿蘇ジオパークとのつながりを語れるのか）。
- ・応募物品数
1つの企業・団体からの応募商品は上限2点までとさせていただきます。

4. 必須条件

応募に関する必須条件として、以下の要件を満たしている商品に限ります。

- ①法令等を遵守していること（関係法令、業界での製造基準、表示義務等の遵守）。
例：製造物責任法、食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法、観光土産品の表示に関する公正競争規約等
- ②他の特許品または登録品の模倣品でないこと。
- ③必要な許可を取得していること。

製造・販売について、法令による許可または認可を必要とするものは、当該許可または認可を得ていること。

④権利の侵害がないこと。

5. 応募方法

所定の申込申請書に必要事項を記入の上、商品の写真（パッケージが分かるものと内容品が分かるものを各1点以上）を添付し、お申込みください。郵送・メールによる受付も可とします。

6. 募集及び認定スケジュール（予定）

①申込み

平成28年12月26日（月）～平成29年1月27日（金）

※申し込み後、事務局により内容（商品とジオパークの関連性）を補足することがあります。

②審査会

平成29年2月上旬（予定）

③認定予定者への学習会及び認定式

平成29年2月下旬（予定）

7. 認定の有効期間

認定日から2年間とします。本認定及びマーク取扱いは別に定める要綱及び基準によります。なお、平成26年度以前に一度認定を受けた商品については、取り扱いを別に定め、再認定を行います。

8. 認定の基準

以下に定める基準で審査を行います。

①商品コンセプトは「阿蘇ユネスコジオパークとの繋がり」が分かりやすいか（イメージしやすいか）。

②既存のものと比較して特徴的であるか（ユニークさがあるか）。

③見た目（パッケージ）は魅力的か、（食品の場合）味は美味しいか。

④販売方法、量、価格は適正か。

9. 審査方法及び費用

阿蘇ジオパークブランド認定審査会を開催し、厳正な審査のうえ、決定します。

審査費用等は必要ありません。

審査会時及び認定式時に一定数量の応募商品を見本品としてご提供ください。

10. 審査発表

審査の結果発表は、申請書に記載された連絡先へご連絡します。

11. 認定証発行

学習会を受講した後、認定証を発行します。

12. ブランド認定のメリット

認定された商品に、別に定める「阿蘇ジオパークブランド認定マーク」を表示することができます。

本協議会では、認定商品を集めてキャンペーンを実施することがあります。

13. 申請に関する留意事項

①書類は返却しません。必ず申込前に複写などをお取りください。

②申請品が認定された場合、申請品の写真や説明文などを「阿蘇ユネスコジオパーク」のホームページや製作物、メディアなどの取材記事・報道に使用することを事前に了解し、その内容については阿蘇ジオパーク推進協議会に一任されます。

14. 応募先及び問い合わせ先

阿蘇ジオパーク推進協議会事務局 ジオパークブランド認定係

869-2221 熊本県阿蘇市役犬原 805 旧役犬原小学校

TEL : 0967-34-2089 FAX : 0967-34-2090

E-mail : info@aso-geopark.jp